

# 傍 聴 要 領

## 三重県食の安全・安心 確保のための検討会議

### 1 会場の秩序の機能

- ( 1 ) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたって必ず係員の指示に従ってください。
- ( 2 ) 傍聴者が、以下に述べる 2 の事項に反したときはこれを注意し、なお従わないときは退場をしていただくこととなります。

### 2 会議を傍聴するにあたり守っていただく事項

傍聴者は次の事項を遵守してください。

- ( 1 ) 会議中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ( 2 ) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- ( 3 ) 会場において、飲酒または喫煙をしないこと。
- ( 4 ) 会場において、会長の許可無く会議等の模様を撮影したり、録音を行わないこと。
- ( 5 ) その他、会場の秩序を乱し、会議の進行の支障となる行為を行わないこと。